

地域指定年度	昭和 44 年度
整備計画策定年度	昭和 45 年度
計画見直し年度	令和 8 年度

福崎農業振興地域整備計画書

令和 8 年 7 月

兵庫県 神崎郡 福崎町

經過

当初	地域指定年度	昭和 44 年度
	整備計画策定年度	昭和 45 年度
特別管理	地域指定年度	昭和 50 年度
	整備計画策定年度	昭和 52 年度
第 1 回	重要変更策定年度	昭和 53 年度
第 2 回	重要変更策定年度	昭和 55 年度
第 3 回	重要変更策定年度	昭和 57 年度
農業農村	地域指定年度	昭和 58 年度
	整備計画策定年度	昭和 59 年度
第 4 回	重要変更策定年度	昭和 60 年度
第 5 回	重要変更策定年度	昭和 62 年度
第 6 回	重要変更策定年度	昭和 63 年度
第 7 回	重要変更策定年度	平成元年度
農業農村	地域指定年度	平成 2 年度
	整備計画策定年度	平成 2 年度
第 8 回	重要変更策定年度	平成 4 年度
第 9 回	重要変更策定年度	平成 5 年度
第 10 回	重要変更策定年度	平成 6 年度
第 11 回	重要変更策定年度	平成 7 年度
第 12 回	重要変更策定年度	平成 8 年度
特別管理	整備計画策定年度	平成 8 年度
第 13 回	重要変更策定年度	平成 9 年度
第 14 回	重要変更策定年度	平成 10 年度
第 15 回	重要変更策定年度	平成 10 年度
第 16 回	重要変更策定年度	平成 11 年度
第 17 回	重要変更策定年度	平成 11 年度
第 18 回	重要変更策定年度	平成 12 年度
第 19 回	重要変更策定年度	平成 12 年度
第 20 回	重要変更策定年度	平成 13 年度
特別管理	整備計画策定年度	平成 13 年度
第 21 回	重要変更策定年度	平成 14 年度
第 22 回	重要変更策定年度	平成 14 年度
第 23 回	重要変更策定年度	平成 15 年度
第 24 回	重要変更策定年度	平成 15 年度
第 25 回	重要変更策定年度	平成 16 年度

[illegible]

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
5	農福連携の推進について	13
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16
別記	農用地利用計画	16

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置

本町は、神崎郡の南部に位置しており、兵庫県圏域のほぼ中央、北緯 34 度 57 分、東経 134 度 46 分のあたりにある。東は加西市、西及び南は姫路市、北は神崎郡市川町にそれぞれ隣接している。町域は、東西約 10.1 k m、南北約 11.5 k m で、行政面積は約 45.79 k m²を有している。

② 自然的条件

本地域は、北・東及び西の 3 方向を中国山地東部の支脈によって囲まれ、南が姫路平野に向かって開いた小盆地を形成している。この中央を、朝来市生野町に源を発する市川が北から南に向かって流れており、これとおおむね直角に交差する大貫～西谷を連ねる構造谷によって南北に分かれている。

気候は、概ね瀬戸内海型に属し穏やかだが、内陸型気候の影響も受け、沿岸地域と比較して寒暖の差が大きくなっている。

③ 土地利用の状況

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されている。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在している。

市街化区域を除く市川兩岸の平地や七種川の上流地域および平田川流域は、農地、ため池で形成され、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有している。

今後も、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備等を計画的に推進するとともに、農地の集積・集約化と生産性の向上を図るため、担い手農家や営農組織を育成・強化し、農地の保全に努める。

④ 地域の人口及び産業

令和 7 年 11 月末現在の住民基本台帳による人口は、18,382 人である。

今後の見通しとして、福崎町第 6 次総合計画では、総人口は減少傾向にある中、老年人口割合は年々上昇しており、令和 2 年時点で 29.6% と高齢者の割合が 3 割に近づいている。

第 6 次総合計画の基本構想では目標年次（令和 15 年）における将来の目標人口を 18,500 人とし、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口、自治会やボランティア活動等のまちづくり活動を行う活動人口を増やすことにより、つながりの豊かな活力あるまちを目指すとしている。

また、まちの将来像を実現化するため①「ともに進める持続可能なまちづくり」、②「学びを充実し文化を育むまちづくり」、③「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」、④「地域の特性をいかした活力のあるまちづくり」、⑤「誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」の 5 つの基本計画を定め、まちづくりを進めている。

「地域の特性をいかした活力と魅力のあるまちづくり」では、産業に共通する課題として、事業継続問題や経済基盤の強化、後継者や人材の確保等があげられており、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が見込まれる中、事業規模の適正化や効率性の向上、作業の自動化等、地域産業の持続可能性を高めるための連携した取組が必要となり、人口の定着や移住・定住を進める上においても、地域経済の循環は非常に重要なものとなっており、引き続き各種産業の振興に努めるとしている。

⑤ 将来の土地利用

福崎町第 6 次総合計画においては、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を

有効に活用するとしている。

具体的に各々のゾーン（①住宅ゾーン・②田園居住ゾーン・③農業振興ゾーン・④森林保全ゾーン・⑤商業ゾーン・⑥工業ゾーン・⑦文化ゾーン・⑧学園ゾーン・⑨レクリエーション・観光ゾーン）の方向性と相互の関係性を定め、均衡のとれた土地利用ができるように計画的に取り組むこととしている。

また、北西部と東部を中心に広がる山林（森林保全ゾーン）と中央部の市街地（住宅・商業ゾーン）を取り囲む地域（田園居住ゾーン）の間に位置する農地（農業振興ゾーン）において、豊かな自然と美しい景観を保全しながら農業振興地域では、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備等を計画的に推進することとしている。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6)	789.2	47.1	4.3	0.3	0.0	0.0	245.0	14.6	636.5	38.0	1,675.0	100.0
目標 (R16)	759.1	45.3	3.6	0.2	0.0	0.0	345.0	20.6	567.3	33.9	1,675.0	100.0
増減	-30.1		-0.7		0.0		100.0		-69.2		0.0	

(注) 基礎調査資料「第3 土地利用の現況及び見通し」の「1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し」の現況と見通しの面積を参照。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地等約 789ha のうち、農用地区域の農用地等以外を除く約 567ha、その他約 203ha、合計約 774ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 26 該当農用地面積 約 112ha

b 自然的な条件等からみて農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(立地条件により、今後、農用地としての存続が困難なもの) 約 31ha

c その他

(A) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地 約 6ha

(B) 道路沿線市街地として開発の進みつつある国道 312 号、県道三木穴栗線、
県道田口福田線及びその他町道で主要路線の沿線の農用地 約 53ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア) 及び (ウ) の方針に従い、設定する農用地区域の土地に隣接する土地改良施設について農用地区域を設定する。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

既存の育苗施設及び乾燥調製施設（ライスセンター）の敷地約 2 ha は、周辺農用地と一体的に保全する必要がある。

また、農用地区域内の農用地に隣接して設置される農業用倉庫等についても、一体的に保全する必要があることから、4.3ha を農用地区域に設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
育苗施設	東田原（大門）	358.0 m ²	水稻の育苗
農業機械修理センター	東田原（大門）	407.2 m ²	農機具の修理施設
ライスセンター	東田原（大門）	1,222.5 m ²	米・麦の乾燥調製・集出荷施設
計		1,987.7 m ²	

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針
該当なし。

（２）農業上の土地利用の方針

ア 農用地等利用の方針

農業部門が農業として自立し、安定した産業として発展して町経済の基礎を支えるためには、物的条件としての基盤整備を着実に進めることと、人的条件としての営農体制を革新することが必要である。

現在、ほ場整備済み面積は約 372ha であり、農道・川・排水路の整備と並んで、今後もほ場整備を強力に推進することが必要である。

また、整備された基盤の能力をフルに引き出して効率的な農業を進めるために、集团的に存在する農用地で農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地の集積・集約化を促進していくとともに、営農組織を育成し、大型農業機械及びスマート農業機械の導入により農業の効率化を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
八千種 1-1	61.3	61.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	61.6	61.6	0.0	0.0
八千種 1-2	152.9	152.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	153.9	153.9	0.0	0.0
田原 2-1	73.5	73.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	74.4	74.4	0.0	0.0
田原 2-2	96.6	96.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	97.7	97.7	0.0	0.0
福崎 3-1	38.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	38.3	38.3	0.0	0.0
福崎 3-2	81.7	81.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	82.1	82.1	0.0	0.0
福崎 3-3	47.2	47.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	47.5	47.5	0.0	0.0
福崎 3-4	16.1	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.1	16.1	0.0	0.0
合計	567.3	567.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	571.6	571.6	0.0	0.0

イ 用途区分の構想

（ア）八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により、全ての整備が完了しており、水源にやや不安要素があるものの、水利施設、地形条件ともに完備している。土地改良区も解散し、八千種地区においてはパイプライン水利組合を設立して農業用水利施設の適切な維持管理を行っている。

今後は、優良な水田地帯として、農業法人等を中心に水稻と転作作物の営農体系を維持する。

用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き、農地として利用する。

(イ) 田原地区

本地区は、田として水利条件は完備されており、田原東部地区県営ほ場整備事業が完了している。

また、南部については平坦地であり、市街化区域周辺で実施可能区域の土地改良事業推進を図らなければならない。

用途区分としては、農業用施設用地である J A 兵庫西のライスセンターを除き農地として利用する。

(ウ) 福崎地区

本地区は、田として水利条件も恵まれており、地形条件としても概ね平坦地であり、農業の近代化に対応する条件を備えている。

現在、田口、高岡、高橋、山崎、西治地区において新農業構造改善事業や土地改良総合整備事業等により約 85ha が完了している。

また、高岡・福田地区及び山崎地区においては、ほ場整備の推進に努めているところである。

用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き農地として利用する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の土地基盤整備事業は、昭和 46 年度より県営ほ場整備事業を実施し、以後、各種事業により約 372ha が完了している。今後、効率の高い農業生産を進めていくには、農業生産基盤の整備を図ることによって、多くの優良農用地を確保し、集積・集約化していくことが必要不可欠である。ほ場整備可能面積約 772ha の地域全域のほ場整備事業を計画的に実施できるように努めていくとともに、将来の田畑輪換の確立に備えての暗きょ排水等の実施についても留意する。

また、安定した農業用水を確保するとともに、自然災害を未然に防止し、地域住民の生命と財産を守るため、ため池の整備・保全を推進する必要がある。現在、町が所管するため池の数は約 200 か所あり、うち貯水量 1 万トン以上のものが 45 か所にのぼるが、いずれも築造後 150～200 年を経ており、そのほとんどが土造りであり、全般的に老朽化が著しく、老朽度及び被害影響の点からみて緊急を要するものから年次的に改修する。

(ア) 八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により約 210ha が完了している。

また、農業集落排水については全地区において完了している。当地区において、今後は、優良農地の効率的な利活用について、集落営農組織等と協力して推進していく。

(イ) 田原地区

本地区は、東田原、西田原、南田原の一部が県営及び団体営ほ場整備事業で完了している（約 77ha）。

今後、土地改良事業を積極的に推進するとともに、市街化区域周辺地域についても他事業により農道整備や用排水路も改修し、地域の気運が高まれば面的整備を計画的に進め、農業経営の近代化を図る。

(ウ) 福崎地区

本地区は、約 85ha のほ場整備が完了しているが、農用地面積約 187ha のうち約 102ha が未整備田となっているため、土地改良事業を積極的に推進するとともに、一部用排水路の未整備箇所があるため、かんがい排水事業の積極的な推進により、農業の近代化と同時に水害から地域を保全する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ほ場整備事業	区画整理 A=約 52ha	桜・長野・神谷・福田・板坂	42.9ha	1	
〃	区画整理 A=約 36ha	山崎	33.6ha	2	
〃	区画整理 A=約 46ha	南田原	39.1ha	3	
ため池整備事業 (農村地域防災減災 事業)	ため池一式	直谷池（山崎）	21.9ha	4	

附図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の山林面積は約 2,459ha あり、町全体の 53.7%を占めるが、資産的保有傾向が強く、経営意欲の減退が強い。また、林業労働者の減少と高齢化が進み、後継者の育成が必要である。

今後は、森林環境譲与税を活用して私有林人工林の除間伐等の森林整備を進めていくとともに、松くい虫被害による枯れ松の処理や、県民緑税を財源とした森林の緑の保全・再生のための事業として、森林の防災面での機能を高める災害に強い森づくりを推進し、森林周辺の防災減災を図るとともに、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努める。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

福崎町内の農用地も例に漏れず、高齢化・後継者不足により遊休農地や管理不十分な農地が増加傾向にあるが、ほ場整備済の土地については、集落営農組織等により何とか荒廃を免れているところである。

現在、ほ場整備事業は約64%が完了しているが、残りの地域についても引き続き地元へ積極的に働きかけ、生産基盤整備推進に努める。

2 農用地等保全整備計画

山間地の狭小な農用地については、遊休農地や管理不十分な農地が増加傾向にあり、有害鳥獣の被害発生源となっている。

今後、農産物への被害を食い止めるため、地元との協議を進め、国・県補助金を活用した防護柵設置等による対策を講じていく。

3 農用地等の保全のための活動

農業振興地域内農用地を有する地域においては、平成27年度に法制化された「多面的機能支払制度」により、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体等が幅広く参加する活動組織を編成し、農用地の保全活動に加え、水路、農道等施設の長寿命化に取り組む。

また、農村の自然や景観を守る地域共同活動も展開する。その活動対象となるエリア内の農用地については、遊休農地の解消に向けても取り組み、それ以外のエリアで周辺の農業経営に悪影響を及ぼすおそれのある遊休農地については、農業委員会から所有者・管理者への是正指導通知を行う。加えて、農業委員会において定例農地パトロール等を実施し、優良農地の保全に努める。

問題のある遊休農地等については、管理可能な担い手等への斡旋を図り、遊休農地の解消に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の

効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ

総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町では、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している中、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

したがって、令和6年度に策定された「地域計画」の目標地図に基づき農地中間管理事業を活用し農用地の流動化を推進する。

また、地域の農業の組織化の中で農作業の基幹的作業を担う農家や企業的経営を目指す自立経営農家を認定農業者として位置付け、農用地の集積による規模拡大、高度栽培技術、機械化作業体系等の普及による営農技術の向上等を通じ、低コストな農業生産体制を確立するとともに、地域ぐるみの連携活動を強化する。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

	営農類型	目標値	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個人 経営	水稻作主体	26ha	水稻 11ha 小麦 5ha	10	50ha
	畜産	65頭	経産牛 40頭 育成牛 25頭	3	
	畜産	220頭	肥育 220頭 (黒毛和牛種去勢)	2	
	いちご	25a	いちご 25a	2	
法人 経営					
組織 経営	水稻+麦作	31ha	水稻 18ha	7	200ha
			もち麦 3ha		
			小麦 10ha		

(注) 資料：農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 (R5.9)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地の流動化

集落ぐるみ、地域ぐるみの農政を展開する上で、基盤となるべき担い手農家への農用地の流動化は必要条件と考える。

したがって、「地域計画」の目標地図に基づき、ひょうご農林機構や農業委員、農地最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を活用しながら認定農業者を中心とした担い手農家へ適正規模の農地集積を図る。

イ 農作業の受委託

J A兵庫西と連携を密にし、農業オペレーターを中心として担い手農家及びこれを志向する農家の経営規模の拡大及び農業経営の合理化を図る。

また、農作業の受委託事業を推進するとともに、農業機械等の過剰投資を防ぎ、一般耕種農家の農業経営の安定化もあわせて行う。

ウ 農業生産組織の育成と安定化

本町には水稻の育苗・田植作業を中心とする生産組織が昭和 46 年頃より発足し、令和 7 年 11 月現在、17 組織あり、そのうち、8 組織が法人化している。

「地域計画」において、農業を担う者として位置づけられた営農組織においては、各々営農体系が確立し、集積した農用地での適地適作作物の栽培、農用地の流動化等を図り、安定した農業経営を行っている。

営農組織が設立されていない集落については、今後の組織化について指導・助言を行う。

また、すでに設立されている営農組織については、地域ぐるみで農地を維持管理できるよう、組織力の強化を支援する。加えて、福崎町営農組合協議会の活動を支援し、営農組織相互の情報交換と自己研鑽を活発なものとする。

エ 担い手農家の育成

本町には、令和 7 年 11 月末現在、11 名の個人経営の認定農業者と 4 名の新規就農者が水稻をはじめ、施設園芸や果樹、養蜂、畜産業を営んでいる。

今後、望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業系をめざして経営改善に取り組む認定農業者等の育成・確保を図る。

加えて、福崎町認定農業者等連絡協議会を通して、認定農業者等に対して適宜情報を提供し自己研鑽を活発なものとしていく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ

総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

本町の風土やその他の条件にふさわしい作目の組合せ並びに自立可能な営農規模を持った担い手農家を育成する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業経営基盤強化促進法に基づき「地域計画」の達成に資するよう農用地の流動化の推進を図る。

(2) 重点的に推進を図るための方策

ア 農地中間管理事業の活用

(ア) 推進体制

農用地の効率的かつ総合的な利用の促進に向け、地域での話し合いを通じた「地域計画」に

より農業上の利用を図ることを定めた農地については、認定農業者等への利用集積を図る。

また、「地域計画」の目標地図の実現に向けて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積・集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、兵庫県、町、農業委員会、地元、及び農地中間管理機構等の関係機関が一体となって農用地の利用調整等に取り組み、分散ほ場の状況を解消し、担い手への農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

(イ) 啓発活動

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理事業の活用を推進するため町広報、町ホームページ、パンフレット等を活用し様々な機会を通じて啓発活動に努める。

(ウ) 対象範囲

本地域の担い手農家を基本とし、「福崎町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき行うものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

高能率化、経営の安定化を図るため、担い手農家の育成、集落営農組織の持続可能な経営を支援する等、地域の実情に応じた農業経営を推進するとともに、高性能な機械の計画的導入を積極的に推進する。

(1) 水稻

本町における基幹農産物である米を、消費者・実需者のニーズに対応した売れる米づくり、良質で生産性の高い米づくりを推進するための新品種の導入や、地球温暖化による高温障害に対応した高温耐性品種の導入等、高温環境に適応した栽培体系への転換を図る。

また、コストの低減のため、担い手への農地の集積と高性能農業機械の導入を進めるとともに、必要に応じて担い手、とりわけ集落営農組織において共同利用機械施設の整備を支援する。

(2) 麦

経営所得安定対策等の対象作物につき、作付面積の拡大を図るとともに、集落における計画的な農地の利用と担い手への集積等による低コスト化を図り、栽培の基本となる排水対策や肥培管理、赤カビ防除等の技術徹底により品質・収量の向上を図る。

また、町において特産物として位置づけられているもち麦については、福崎町もち麦生産組合を中心として関係機関の協力を得ながら栽培技術の向上を図り、あわせて加工品の研究と消費拡大を図り、徹底した在庫管理のもと、作付面積の維持と品質向上に努める。

なお、特産館「もちむぎのやかた」ではもち麦の加工、販売、レストランの拠点施設として、地域の活性化、農業振興に努めている。

(3) 豆類

大豆は経営所得安定対策等の対象作物であるため、栽培技術の向上と管理機の導入により労働力の省力化並びに品質の向上を目指す。

今後は、品質の向上を図るとともに、作付面積の拡大と J A 兵庫西への出荷を促進する。

(4) 野菜等

減農薬・減化学肥料生産等安全・安心な野菜生産供給とともに、農業生産施設や予冷库等の集出荷貯蔵施設の整備支援により高付加価値化を推進する。

また、地産地消を推進していくため、必要に応じて農産物直売所の整備を支援する。

ア 八千種地区

当地区は、ほ場整備も完了しており、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用する。

また、大貫地区においては、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積し、営農活動の拡充を図る。

イ 田原地区

当地区においても、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用しながら、集落単位の営農組織による大型機械の共同利用を図る。

ウ 福崎地区

当地区においても、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用しながら、集落単位の営農組織による大型機械の共同利用を図るとともに、組織強化や規模拡大の観点から、集落をまたがる広域的な営農組合の設立について必要に応じて検討する。

(5) 畜産

耕種農家とのマッチングによる耕畜連携を図り、環境創造型農業を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益 面積	受益 戸数			
集団営農 機械施設	鍛冶屋 水稻生産機械等	八千種	29.6ha	68 戸	農事組合法人 鍛冶屋営農組合	1	R7 年 2 月現在
〃	板坂 水稻生産機械等	高岡	23.8ha	79 戸	農事組合法人 板坂営農組合	2	R7 年 2 月現在
〃	大門 水稻生産機械等	東田原	33.1ha	128 戸	株式会社 大門営農	3	R7 年 2 月現在
〃	高橋 水稻生産機械等	高橋	7.9ha	35 戸	農事組合法人 高橋営農組合	4	R7 年 2 月現在
〃	西治 水稻生産機械等	西治	26.2ha	93 戸	農事組合法人 西治営農組合	5	R7 年 2 月現在
〃	桜 水稻生産機械等	高岡	16.2ha	57 戸	桜営農 農事組合法人	6	R7 年 2 月現在
〃	長野 水稻生産機械等	高岡	12.5ha	51 戸	農事組合法人 長野営農組合	7	R7 年 2 月現在
〃	神谷 水稻生産機械等	高岡	11.0ha	43 戸	農事組合法人 神谷営農組合	8	R7 年 2 月現在

附図 4 号 農業近代化施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進む中、将来に渡り、地域農業を持続的に発展させるためには、新規就農者の育成・確保及び定着が緊急の課題となっている。

今後、地域農業を担う新規就農者を育成するための相談窓口を設け、関係機関に情報をつなぎ、就農形態に応じた必要な支援や遊休農地、空き家等の情報提供を行い、新規就農者の確保に努める。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

今後、農業従事者の高齢化や後継者の不在により、耕作放棄地が増加する恐れがあり、特にほ場整備されていない自作地や、団地化されていないほ場において、その傾向が著しくなることが考えられる。

したがって、農地中間管理事業を活用して、団地化されず分散化されたほ場や未整備農地等を有効利用しようとする農家に対して補助金を交付する。

また、すでに組織された集落営農を維持・発展させ法人化への誘導を図るための情報発信を行うことで、地域における法人化へ向けての体制整備といった機運の醸成を図り、地域での求めに応じて、リーダーの発掘・育成に努め、効率的な農業経営の実践を支援していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

5 農福連携の推進について

中播磨農福連携協議会及び神崎郡自立支援協議会を中心に、就労継続支援事業等における農福連携事業を推進する。

就労機会の拡大のひとつとして、就労継続支援事業所が営農者や企業、NPO 法人と協働して実施している農福連携事業に協力する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町は、姫路市を中心とする播磨工業地帯や神戸、大阪を中心とする阪神工業地帯の通勤圏内にあり、それを結ぶ中国自動車道、播但連絡道路によって交通の要衝となっている。そのことから、本町の工業団地にも優良企業が進出しており、立地条件、社会的条件から見ても好条件に恵まれている。

以上のような条件から、本町農業従事者の大部分の者が町内、町外に安定兼業として従事している。また、農家の後継者にあっても同様である。今後、農業従事者が農業活動を十分に行いながら、生活の安定を図ることができるような農業経営体の育成や農業構造の確立に努める。

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	A_農業、林業	123	45	168	20	13	33	143	58	201
	B_漁業	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	C_鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	1	1	2	1	1	2
	D_建設業	236	60	296	219	28	247	455	88	543
	E_製造業	739	616	1,355	1,019	405	1,424	1,758	1,021	2,779
	F_電気、ガス、熱供給、水道業	7	3	10	23	4	27	30	7	37
	G_情報通信業	14	4	18	43	7	50	57	11	68
	H_運輸業、郵便業	135	104	239	280	41	321	415	145	560
	I_卸売業、小売業	267	370	637	283	335	618	550	705	1,255
	J_金融業、保険業	4	23	27	53	53	106	57	76	133
	K_不動産業、物品賃貸業	22	19	41	27	13	40	49	32	81
	L_学術研究、専門・技術サービス業	44	16	60	77	35	112	121	51	172
	M_宿泊業、飲食サービス業	87	132	219	61	103	164	148	235	383
	N_生活関連サービス業、娯楽業	46	93	139	60	87	147	106	180	286
	O_教育、学習支援業	53	137	190	118	185	303	171	322	493
	P_医療、福祉	82	333	415	169	538	707	251	871	1,122
	Q_複合サービス事業	8	14	22	30	32	62	38	46	84
	R_サービス業（他に分類されないもの）	120	123	243	169	54	223	289	177	466
	S_公務（他に分類されるものを除く）	60	38	98	121	58	179	181	96	277
	T_分類不能の産業	37	41	78	49	41	90	86	82	168
	計	2,084	2,171	4,255	2,822	2,034	4,856	4,906	4,205	9,111

（注）資料：令和2年度国勢調査

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

1 の就業の促進の目標で述べたとおりであるが、集落リーダー、担い手農家や担い手でない農業者も農道・水路等の農村資源の保全や農村コミュニティの維持発展のための重要な役割を担っている。このため、農家子弟等が集落に居住しつつ、町内外の農業以外の産業に従事できるよう配慮する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は、都市計画区域を指定しており、市川を挟む市街化区域約 430ha は人口密度が高く、各種の公共施設も集中している。

一方、市街化調整区域約 3,357ha、及び都市計画区域外約 792ha を主とした農村集落には市街化区域内人口の約 8 割の町民が居住している。

農村集落は、周辺に優良な農地が広がり、緑豊かな自然環境に恵まれている。この自然環境を保全しつつ、農村の生活環境を整備していく。

今後、既存施設の有効活用や長寿命化を図るための取組を推進していく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は、次の表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域の土地であって、令和 7 年 11 月末日現在において、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条に規定する農用地等をいう。以下同じ）であるもの（同表の「農用地区域に含める現況農用地等の土地」の欄に掲げる区域内の土地）の区域とする。

ただし、平成 2 年 3 月 31 日以降現況が農用地でなくなった土地であって、法令に定める所定の手続きを経していないものは農用地区域に含める。